都市部の看護師を受け入れ

住みたくなる綾部 留学プロジェクトが始動

地方の人口減少と少子高齢化が進行する中、市はこれまでとは違った観点から定住施策を展開。新たな定住者として、地域に貢献する看護師を受け入れる仕組みづくりを積極的に進めます。

新たな定住の施策を検討

市はこれまで、定住サポート総合窓口の設置や空き家の流動化促進など、全国に先駆けて定住施策を推進。平成26年には「綾部市住みたくなるまち定住促進条例」を制定するなど、オール綾部で定住促進に取り組み、これまでに市の窓口を通して約370人が移住するなど一定の成果を上げています。

さらに、全国的な少子高齢化の波を受けて多くの自治体が定住施策を展開する中、市はこれまでの施策の充実に加えて、地域の状況を踏まえた複合的な効果のある新たな取り組みを検討。都市部の看護師が「コミュニティナース」という働き方を通じて、地方に一定期間滞在して活動する仕組みを構築する「住みたくなる綾部留学プロジェクト」を立ち上げました。住民との交流の中で健康づくりや地域の活性化を目指すとともに、市への定住に向けた環境づくりにも取り組みます。

地域で活躍するコミュニティナース

「コミュニティナース」とは、病院や施設の中だけではなく地域住民との関わりの中で看護師としての知識と技術を生かし、健康づくりや地域のコミュニティづくりなどに貢献する医療人材のこと。病院施設や行政などとは違った観点から、地域に根付いたアプローチを行うことが期待されています。

このコミュニティナース育成の先進地である島根県雲南市では、これまでに活動を通じて16人が定住。都市部からの交流人口の増加や地域医療の充実、さらには定住者の確保へとつながっています。

8月1～3日に開催されたフィールドワークで語り合う地域住民と参加者

市への〝留学〟受け入れへ

市は、コミュニティナースとして地方に〝留学〟しながら、健康づくりやまちづくりなどの地域貢献をしたいと考える人の受け入れを目指し、検討を重ねてきました。

8月1～3日には、都内の企業が実施するコミュニティナース育成のためのフィールドワークを市内で受け入れ、留学プロジェクトの実施について検証を行いました。主に首都圏から看護師9人が参加し、血圧測定やマッサージ、健康相談などを行いながら住民と積極的に交流。また、お互いに語り合い、参加者は地元の暮らしぶりや歴史、現状などを学ぶ中で、地域におけるコミュニティナースの可能性などについて住民とともに考えました。

市は今後、今回のフィールドワークを踏まえ、来年度からの留学希望者の募集やプログラムの構築、受け入れ体制の検討を進めます。

報告会を行い、取材結果などを全員で共有

地域を巡り、住民との語らいの中で歴史や暮らしを学ぶ

1日限りの「村の保健室」では血圧測定やマッサージ、健康相談などで交流

自身の健康法や地域の自慢などを語る

フィールドワーク参加者の声

佐藤 春華さん（東京都）

元気なときからみとりまで、地域の中で暮らせるような関わりがしたいと思っています。地域の人と話す中で学校の保健室のような、ちょっとしたことでも気軽に相談できる場所があればいいなという話が出て、コミュニティナースとしての活動の可能性を感じました。綾部はとても人が優しく、また来てみたいと思うまちでした。

熊内 久志さん（睦寄町）

特に上林地域は医療体制が整っておらず、病院に行くのも1日仕事。コミュニティナースは予防や健康管理などの点で、医療を補完する役割として大きな意味があると思います。また、地域に若い人が住むことで、活性につながることも期待しています。

宮本 裕司（ひろし）さん（東京都）

住み慣れた場所で生活する患者を支え、生活に寄り添った看護がしたいと考えています。綾部の人たちは自助・共助の気持ちが強く、お互いが助け合いながら生活していると感じました。地域の皆さんからは想像以上に積極的に多くの意見が出され、そこにコミュニティナースが関わり後押しすることで、いろいろな可能性が盛り上がるのではと感じました。

渡辺 真人（まこと）さん（七百石町）

皆さんとざっくばらんに話ができて、とても楽しい時間が持てました。コミュニティナースが活動することで、気軽に健康相談できる場所があれば、住民としても安心。また、地域に人が入ってくることでとても大きな刺激にもなります。こういった活動が根付けばと思います。

綾部に住もう！ 空き家を活用した定住に補助金を交付

市は、増加傾向にある市内の空き家を有効活用し、定住を推進するため、空き家を購入・賃借した人が行う改修工事に要する経費に対して補助金を交付する制度を創設しました。

対象者（次のすべてを満たす人）

①あやべ定住サポート総合窓口に登録し、定住する意思をもって本市へ転入した人、もしくは転入しようとする人

②市の窓口に登録している「登録空き家」かそれ以外の「登録外空き家」を購入・賃借した人

③継続して3年以上市外に住所を有している人か本市に転入して1年未満で当該転入の際に継続して3年以上市外に住所を有していた人

④55歳未満の人か当該転入後において55歳未満の人と同一の世帯に属する人

⑤「登録空き家」か「登録外空き家」の所有者と2親等内の親族でない人

⑥改修した空き家に10年以上、生活の本拠として居住する意思のある人

⑦定住促進に関する空き家の改修について他の補助金などの交付を受けていない人、もしくは受けようとしていない人

⑧定住希望者と同居しようとする人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない人

対象工事（次のすべてを満たす場合）

①主要構造部、トイレ、風呂、台所などの生活に必要な改修に要する工事

②市内に事業所などがある事業者が施工する工事

③入居後1年以内か入居前に行われる工事

補助率

補助対象経費の3分の2以内

補助額

「登録空き家」の場合　上限　180万円以内

「登録外空き家」の場合　上限　90万円以内

詳しくは、定住促進課☎(42)4270へ。